平成２４年（フ）第１２８８号
京都市東山区今熊野宝蔵町76番１　東山ソリテア205、住民票上の住所京都市東山区今熊野南日吉町26番地　桶谷方
債務者　神藤　享代
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２９４号
京都市山科区北花山中道町52番地49
債務者　安井　陽子
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７４３号
兵庫県西宮市産所町７―10フレアコート産所町208、住民票上の住所大阪市住吉区帝塚山西１丁目11番Ｂ―205号帝塚山グリーンハイツ
債務者　田川　徳子
１　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７４５号
兵庫県西宮市西平町11番28―202号
債務者　多田　浩之
１　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７５８号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目４番１―908号
債務者　横濵　雅子
１　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１６６号
鳥取県鳥取市賀露町南２丁目１番１―33号
債務者　小林益次郎
１　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１１号
愛媛県松山市北斎院町410番地
債務者　松本亜紀子
１　決定年月日時　平成25年１月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１８号
愛媛県松山市西長戸町113番地48
債務者　本山　道男
１　決定年月日時　平成25年１月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１９号
愛媛県松山市朝生田町７丁目２番20号
債務者　末光　正徳
１　決定年月日時　平成25年１月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２１号
愛媛県松山市石手３丁目２番44号　山岡ビル302号
債務者　藤岡　栄治
１　決定年月日時　平成25年１月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２７号
愛媛県松山市和泉北４丁目５番14号
債務者　土居　喬子
１　決定年月日時　平成25年１月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２８号
愛媛県松山市和泉北４丁目５番14号
債務者　土居かほる
１　決定年月日時　平成25年１月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３１号
愛媛県松山市生石町450番地５　フォブールオークＡ―203号
債務者　鈴木　里香
１　決定年月日時　平成25年１月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３５号
愛媛県松山市吉藤５丁目20番20号　Ｔｏｍｏｒｒｏｗ103号
債務者　中越　雅晴
１　決定年月日時　平成25年１月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３９号
愛媛県松山市北土居１丁目５番23号
債務者　藤田　雄一
１　決定年月日時　平成25年１月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８３号
佐賀県三養基郡みやき町大字中津隈2847番地１
債務者　田中　明美
１　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０２号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄346番地１
債務者　前田　美雪
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係